

「スポーツ施設に係るネーミングライツ契約事業者の募集（京都市体育館及び西京極総合運動公園プール兼アイススケートリンク（京都アクアリーナ））」質問への回答について

No.	対象	質問	回答
1	全般	書類提出の際に「A4フラットファイルに綴じて」との記載がございますが、添付画像のファイルでの提出という認識で問題ありませんでしょうか。 	お見込みのとおりです。
2	全般	募集要項3（7）や審査基準（2）④に記載されている「スポーツ施策に関する社会貢献」について、京都に本拠地を置くプロスポーツチームのスポンサー協賛は該当事例に値しますでしょうか。	京都に本拠地を置くプロスポーツチームのスポンサー協賛について記載していただくことは、差支えありません。 なお、「スポーツ施策に関する社会貢献」につきましては、スポーツに対する理念や活動実績、今後の具体的な方針などを主な視点として「京都市ネーミングライツ審査委員会」において評価することとなっております（別紙2のとおり）ので、この視点に沿ったスポンサー協賛に関する書類を御提出ください。
3	全般	募集要項9（6）の（様式任意）に関して、Wordデータにテキストと写真添付の形式でも問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	京都市体育館	利用状況の詳細 - 令和6年度の年間利用件数は1,252件と把握しておりますが、競技種目別、時間帯別、利用者区分等の内訳も確認できれば幸いです。	正確な情報・内訳については、収集及び集計しておりません。

5	全般	施設通称看板にかかる費用の目安 - 設置・変更・原状回復を含む総額の目安をご教示いただけますと助かります。	デザイン、依頼先事業者等によって大きく変動するため、各事業者においてお見積もりください。
6	全般	契約金額の扱いについて - 複数社から応募があった場合の契約金額の決定方法や調整の有無についても、可能であればご教示いただけますと幸いです。	京都市ネーミングライツ審査委員会が、応募者から提案された通称、希望契約金額及び提案事項のほか、応募者の経営の安定性やスポーツ施策に関する社会貢献、地域貢献等の審査基準により総合的に審査します（別紙2のとおり）。 したがって、金額の多寡のみで決定するわけではありません。
7	全般	その他参考資料 - 提案書作成や契約検討にあたり、参考となる資料（過去のネーミングライツ実施例や広報支援の実績など）があれば、併せてご提供いただけると幸いです。	本市スポーツ施設におけるネーミングライツ導入事例は、以下のページを御参照ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000275845.html また、本市、スポーツ施設の指定管理者等が作成するウェブページ、広報物等においては、通称を使用することとしております。過去の通称が使用されている箇所がありますが、御参照ください。 【本市による広報例（きょうと市民しんぶん）】 （令和7年11月1日号） https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/2879/index.html#target/page_no=15 （バックナンバー） https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/category/2-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html （概要）発行部数：1回当たり約63万部 https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000222249.html 【指定管理者（公益財団法人京都市スポーツ協会）による広報例（情報誌「ダッシュ！」）】 https://www.kyoto-sports.or.jp/dash/19692/